

平成26年第1回笠松町議会定例会会議録（第3号）

平成26年3月14日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	7番	岡 田 文 雄
副 議 長	6番	伏 屋 隆 男
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	3番	伊 藤 功
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
会 計 管 理 者	杉 山 佐 都 美
総 務 部 長	足 立 茂 樹
企画環境経済部長	大 橋 雅 文

住民福祉部長	岩越誠
建設水道部長	森光彌
教育文化部長	堀康男
総務課長	村井隆文
企画課長	堀仁志
環境経済課長	平岩敬康
福祉健康課長	加藤周志
建設課長	那波哲也
教育文化課長 兼総合会館長	奥村智彦

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	浅野薫夫
書記	笠原誠
主任	岩田孝太
主任	小池哲也

1. 議事日程（第3号）

平成26年3月14日（金曜日） 午前10時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 第2号議案 笠松町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 第3号議案 町道の路線認定について
- 日程第4 第4号議案 町道の路線廃止について
- 日程第5 第5号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算について
- 日程第6 第6号議案 平成25年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第7 第7号議案 平成25年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第8 第8号議案 平成25年度笠松町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第9 第9号議案 平成25年度笠松町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第10 第10号議案 平成26年度笠松町一般会計予算について
- 日程第11 第11号議案 平成26年度笠松町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第12 第12号議案 平成26年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第13 第13号議案 平成26年度笠松町介護保険特別会計予算について

- 日程第14 第14号議案 平成26年度笠松町下水道事業特別会計予算について
- 日程第15 第15号議案 平成26年度笠松町水道事業会計予算について
- 日程第16 第1号請願 要支援者を介護予防給付から外すことに反対する請願書
- 日程第17 第2号請願 特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出についての請願

- 議長（岡田文雄君） ただいまの出席議員は10名であります。直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。
-

日程第1 一般質問

- 議長（岡田文雄君） 日程第1、一般質問を行います。

きのうに引き続き、通告順により順次質問を許します。

10番 長野恒美議員。

- 10番（長野恒美君） 議長さんのお許しを得ましたので、通告順に従い、3点で質問をさせていただきます。

まず1つ目ですが、街路灯のLED化についてですが、これまでに公共施設の蛍光灯などのLED化が提案され、できるところから進められていると思います。現在の街路灯の全町域設置は、明るいまちづくり、安全なまちづくりとして、平成6年から平成8年度に設置され、多くの町民の皆さんに喜ばれていると思います。この街路灯のLED化は、電気代の削減、電球の長寿命化、二酸化炭素排出量の削減などの効果があると言われます。現在のデザインの街路灯の在庫が少なくなっていると聞いていますが、私はこの際、資金はふるさと創生基金を取り崩してでも、デザインも含めて検討したらどうかと考えますが、このことについてお考えをお尋ねします。

2つ目に、高校の授業料についてです。

2010年度に始まった高校授業料無償化は、公立高校は授業料不徴収制度、私立高校などは就学支援金制度で実施されていましたが、政府は、公立高校の授業料不徴収制度の廃止を昨年12月に決め、高校生の授業料への支援として、就学支援金制度に一本化しました。就学支援金の支給には、所得制限を設けました。ことし4月に入学の高校生から適用されます。高校教育無償化が世界の流れであり、日本が批准した教育無償化の国際公約にも反し、所得制限の導入は、教育を権利でなく支援の対象として扱うもので、教育施策の後退と考えますが、町長と教育長のお考えをお尋ねします。

また、卒業式を終えましたが、現中学3年生への対応はどのようになっていたのかお尋ねします。

2つ目には、就学支援金を受給するためには所得証明の提出が必要とのことですが、どのような手順で進められるのかお尋ねします。また、所得証明書は有料だと思いますが、無料にできないのかお尋ねします。

3つ目に、高校生等への奨学給付金として、県が行う事業に国が3分の1を補助するとのことです。県制度の現状は、どのようになっているのかお尋ねします。

次に3つ目ですが、介護保険についてです。

介護保険の改悪は、第1、要支援1、2の介護保険給付の打ち切り、要支援者が利用する訪問介護と通所介護を市町村に丸投げをするということです。第2は、特養ホームの入所要件を要介護3以上に重点化し、要介護1、2については、認知症、障害を抱えているなど、やむを得ない事情のみとするということです。第3には、利用者負担の強化として、年金収入のみの場合、年間280万円以上の方につきましては、利用料負担を2割とする。以上の改悪が2015年度実施で進めるとして、2014年度につきましては、準備として地域支援事業、介護外しの受け皿づくりとして地域資源の開発、ネットワーク化、認知症初期集中支援チームの新設、認知症地域支援推進員の増員、生活支援の担い手づくりを支援、2号保険料を引き上げ、社会保険の方たちにつきましては、1.55から1.72%に引き上げられるということです。また、低所得高齢者等の住まい対策として、低所得高齢者の地域での受け皿づくり事業、社会福祉法人やNPO等が空き家を利用し、高齢者が共同生活を送る互助ハウスをつくり、生活支援と家主への家賃債務保証を行う。介護基盤整備、小規模特養、定期巡回、随時対応サービスなど、地域密着型の介護基盤整備を行うとしているとのことです。

そこで、町長にお尋ねします。このような制度の改悪で、私たち高齢者は安心した老後が迎えられるのか心配になりますが、どのように考えられるのかお尋ねします。

次に、こうした中で、笠松町の高齢者が安心して生涯が全うできる積極的な対策についてお願いをしていきたいと思えます。

介護保険料は、40歳から全ての国民が負担をします。けれども、支援は狭められ、負担ばかりが重くなります。平成24年度決算では、第1号被保険者は5,534人、65歳以上の方でございます。要介護認定の関係では、要支援1が93人、要支援2が99人、要介護1が130人、要介護2が189人、要介護3が122人、要介護4が122人、要介護5が111人であったと言われていますが、計866人で、介護保険のかかっている割合は、この5,534名のうちの15.6%でございます。けれども、保険料が納入できなかつたり、利用料が重くて必要な介護サービスを控えなければならない状況があります。特に、保険料が払えないとサービスは受けられません。24年度の保険料の滞納額は、現年分と繰り越し分を合わせて664万6,500円となっております。この方たちについて、どのように把握されているのか、その内容がわかればお願いをいたします。

私は、介護保険で安心できる老後を送っていただくためには、必要な介護が受けられるよう、町民のための給付制度で救えるような基金の積み立て、町独自のものですが、その必要を強く感じます。町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

以上で、第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（岡田文雄君） 10番 長野恒美議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、長野議員さんからの質問にお答えしたいと思います。

まず第1に、街路灯のLEDの問題であります。笠松町のこの今の街灯というのは、おっしゃったとおり平成6年から設置が始まって、これは笠松町のシンボルの一つとして、イメージアップにも貢献してまいりましたが、平成20年度、ちょうど笠松町の町制120年のときに、ふるさと振興基金を活用して、経年によって照度が低減したランプ等の交換を実施させていただきましたが、それから既に5年が経過をして、現在、球切れや、あるいは照度が落ちた街灯もふえてきている状況も見られます。街路灯のLED化ということに関しては、御指摘いただいたとおり、やはり環境面や、あるいは経済面での効果は期待できることでもあります。このことに関しましては現在、担当課において、その調査や研究をさせていただいております。来年度には1回、街路灯のデザイン等を含めた、いわゆるLED化計画の方向性をどう考えるかというのを1回まとめて、これはまた全員協議会等、議員の皆さんにお諮りして、対応等はこれからまた考えてまいりたいと思っています。また、できるところは別にして、そういう対応を考えていきたいと思っています。

その次に、高校の授業料の問題であります。まず所得制限の導入というのは、教育政策の後退ではないかという御質問の中で、この今回の制度の改正というのは、公立高校の授業料の不徴収制度をやめて、市町村民税所得割額が30万4,200円未満の世帯の皆さんに、授業料に充てるための就学支援金を支給する制度に変更するものであります。この制度自体は、高等学校における教育に係る経済的負担を適正に行うことを目的にしたものでありまして、この所得制限を導入したことが、即、教育施策の後退につながるものとは考えてはおりません。

そしてまた、この所得証明書等は有料であるが無料にできないかという御質問であります。今回、この就学支援金制度の運用によって、公立高校の受給資格認定申請に所得証明の添付が必要になってまいりました。このことから、ことしの2月に文科省や、あるいは教育委員会から、この証明書の発行が増加すると思われるので、所得証明書の発行が円滑にできるように協力の依頼があったところであります。その中に、手数料に関する事項はありませんでしたし、今まで年金受給や、あるいは扶養申請など、所得確認に必要な各種の証明書の発行と同時に、町として私どもは通常どおりの取り扱いにさせていただきたいと思っております。ある意味で受益者負担の適正化の観点もあると思います。

そしてもう1つ、県制度の現状はどのようになっているかとの御質問であります。この県の高校生等の奨学給付金については、今回の平成26年度予算について提案をされております。この制度は平成22年4月からの、いわゆる授業料の無償化前から授業料が全額免除されていた低所得者層の方には、負担軽減や支援がなかったことから、今度は実質的な教育の機会均等を図ることを目的とした制度で、就学支援金制度において、いわゆる所得制限を設けることによって生ずる財源を充てるものであります。この対象となるのは、26年4月以降に国公立の就

学支援金対象校に入学する、いわゆる非課税世帯の予定であります。

その次に、介護保険制度の改悪についての御質問の中で、このような制度の改悪で高齢者は安心して老後が迎えられるかという御質問であります。

この介護保険制度は、平成12年に施行されて以来、順次見直しが行われておりますが、今回の改正では、議員御指摘のように新規の特養入所者を原則、要介護3以上に限定したことや、あるいは一定所得の利用者の自己負担引き上げなど、一部の利用者の方には一定の制約が加えられることにはなりません。しかしながら、他方では低所得者の保険料の軽減割合を拡大するなど、全体的に費用負担の公平化を図ろうとしており、給付面でも居住系サービスや居宅サービスの充実を目指しております。そしてまた、予防給付の地域支援事業への移行については、あくまで介護保険制度内のサービスであり、全国一律の給付メニューではなくて、地域の実情に即した対応を可能とするための改正であります。このように今回の制度改正では、大きく1つ目には、高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるようにするための介護や医療や、あるいは生活支援や介護予防の充実を唱えて、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実を進めることとしており、2つ目に、先ほどの費用負担の公平化を図ることとしておりますので、これらは介護保険制度が今後も持続可能な安定した保険制度として保たれる上で必要な措置であり、このことで高齢者の方々が安心して老後を迎えることができるものと考えております。

その次に、介護保険料が滞納額664万となっているが、これについてどのように把握しているかとの御質問であります。

この御指摘の平成24年度決算で滞納のある方はおおむね140人になりますが、この滞納繰り越し分の未納の方々について申し上げますと、約80名の方が未納となっております。この所得段階で見ると、第2段階の方が最も多く、次に第5段階の方々と、全体で、この2つで半数以上を占めて、金額的にも2分の1を超えておる状況であります。したがって、未納となる高齢者の多くは、普通徴収で住民税世帯非課税で課税年金収入額が80万円以下の低所得者の方や、あるいは住民税が本人課税で所得が200万円以下の方という、若干標準を上回る世帯とが混在しているということになります。個々の生活の中でいろんな事情があることは推察いたしますが、介護保険制度にもっと御理解をいただかなければならない点があるのではないかと思います。いずれにいたしましても、今後も滞納者の方へのきめ細かな納付相談等によって、負担の公平性の確保に配慮しながら、介護保険制度の適正運営に努めていきたいと思っております。

その次に、必要な介護を受けることができる給付制度で救うような基金の積み立てが必要ではないかとの御質問であります。この介護保険制度というのは社会全体で支える制度として、おおむね半分を公費、半分を高齢者などの皆さんの保険料で運用されておる。したがって、町単独で制度外の基金を創設することについては、介護保険制度の根幹に影響することでもあ

り、負担の公平性の観点からも、早計に創設できるものではないと考えております。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 町長さんの御回答と少し重なる部分がありますが、お許しをください。

まず、公立高校の授業料不徴収制度を廃止して、就学支援金にしたことについてでございます。

今回のあの制度は、高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を適正に行うため、そのために高等学校等就学支援金の支給について、保護者等の収入の状況を勘案すること等の措置を講ずる必要があるとされておりまして、経済的負担の軽減を適正に行うというふうにされております。そのための施策は、国公立・私立を問わず市町村民税所得割額が高く、経済的負担が少ない世帯については不支給とすると。さらに市町村民税所得割額が低く、公立学校より授業料が高いという実態のある私立高等学校の世帯には、就学支援金の加算を行うというものでございます。ただし、この制度は平成26年度入学、この春に入学する生徒からの適用でありまして、2年生、3年生については、従前の制度が適用されることになっております。この制度をもって家庭の経済状況にかかわらず、希望に沿った進路選択ができるようになると、そういうふうと考えております。施策は、公立高等学校と私立高等学校の制度を一本化するところにも狙いがあるというふうにされております。

2つ目に、手続についてでございますが、新たに入学した学校で配付されることになっております。受給資格認定申請書、いわゆる申請書等、市町村の窓口で発行される市町村民税所得割額が確認できる書類、笠松町では町県民税所得照会回答用証明書という名前にたしかになっていっていると思いますが、4月に平成25年度、6月に26年度の証明書の2回が必要とされております。つまり24年分と25年分を提出しなければならないということでございます。また、この手続は、国立、公立、私立高等学校、それから特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程、一般課程、各種学校、こういったところに幅広く制度を適用することになっております。申請後は、就学先の支給対象高等学校等設置者が、受給者にかわって国から受給し、学校に支払われることになっております。

最後に、高校生の奨学金制度についてお答えします。

全体像になると思いますが、国は新規に従来の返還型の奨学金に加えて、給付型の奨学金事業というのを開始いたしました。これは、全ての意思のある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の生徒に対する授業料以外の教育費負担を軽減するために創設するものでございます。いわゆる授業料以外にも負担が大きいと。これに対して給付型の奨学金制度を始めようというものでございます。

平成25年度の子供の学習費調査では、授業料以外に公立学校では、修学旅行とか教科書費、通学費、制服、実験・実習材料費などに24万309円、これは統計上ですが、私立高等学校では

46万4,259円の経済的負担があるという調査結果がございまして、この負担を軽減して、安心して勉学に打ち込めるようにするためのものがございます。

[10番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 御丁寧な説明、ありがとうございました。

それでは、まず1番の街路灯のほうからお願いいたします。

26年度の中で研究をされ、まだつけていくかどうかわからないけれどもということですが、現在のデザインの街路灯は、ほぼ在庫がなくなりつつあると聞いておりますが、それはどのような状況でしょうか。

○議長（岡田文雄君） 森建設水道部長。

○建設水道部長（森 光彌君） 詳しい数字は、今ちょっと調査しておりますが、行財政改革のときに1回撤去しておったんですが、その分につきましては、だんだん、それはもう既に割れたり何かという部分で、つけかえをしております、それからだんだん在庫が少なくなったということで、今まだ新規で少しずつ買いつつはございますので、在庫が少なくなっていることは確かでございますが、ちょっと数字はまた後ほど御連絡させていただきます。

[10番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 今の街路灯のLED化するに当たって電球をかえるということで、そういう形はできるのかどうなのか、技術上ですけれど。

○議長（岡田文雄君） 森建設水道部長。

○建設水道部長（森 光彌君） 今のままで、中の水銀灯だけをLED化できないかということも、今現在、いろいろ業者のほうと詰めているところでございまして、その辺の部分の金額等もあわせて今、調査・研究中でございまして、これをしっかりまとめて、要するに庁内でも1回検討して、来年度中には方向性を決めていきたいということで考えております。

[10番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） それでは、何にしても26年度、研究をする過程の中で、よりいい方向にいくといいと思っておりますので期待をしておきたいと思えます。

次に、2つ目に移らせていただきたいと思います。

私は、もう中学生の九十何%、100に近い方たちが、それぞれの道を選んで進学されているという状況にありますし、世界の流れからいっても、全ての子供たちが無償化されていくことこそ国策になってほしいということを思っておりますが、とりあえず所得制限の中でのことですので、説明のとおり実行されていくことを思いますが、ただ、この所得証明をと

るに当たって、2年間ずつということですが、一番心配するのは、前年度の収入、前々年度のと2つとるにしても、その収入で決められるということからいって、実際には進学中の中で親の病気であったり、事故であったり、いろいろ倒産の問題もあつたりする。そうした変化に対応できるような配慮をお願いしていくべきだと思いますが、高校教育についてはここで論議していても仕方ないんですが、ぜひそういう点でも、言う機会がありましたら配慮していただけるよう言っていたきたいと思います。

だから、毎年とることになるのではないかと思います、進級するたびに卒業するまでの3年間、証明書をとっていくということになるのではないかと思います、その点がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 御指摘のとおり毎年度、この春から入学する生徒の支援金を申請される方々については、提出が必要となります。

〔10番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 次に、奨学給付金についてですが、資料をいただきましたところによると、岐阜県の高校生等奨学給付金という形で1億5,152万9,000円が予算化され、この26年度から進められる事業になるようですが、こうしたことの周知につきましても高校任せですわね。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 現在の段階で、私どものほうへ周知の案内というのは届いておりません。したがって、岐阜県のほうでは一応入学式等に御案内がきちんとなされると、そういうふうに保護者の案内のペーパーには書かれております。

〔10番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 今、県の広報は、それぞれの各自治体ごとの町の広報と一緒にされているわけですので、ぜひそういうようなところに、こうした高校生宛て、また家族、皆さんに通用していくようなことが配慮できるといいなあと思いますので、ぜひ注目しながら、できるなら、そういう措置をとっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 細かい、県のほうからいただいた通知というわけではなくて、この就学支援金制度が始まりますという案内だけは、各学校には既にしてございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 何にしても新しい制度ですし、町民の暮らしにも随分かわることで

すので、町としても、ぜひ広報の関係など注目をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、介護保険のほうに願いたします。

先ほど言いましたように、2015年、要するに27年度から実行していく改悪の中身なんですけれども、そのための受け皿として、ことしやられる事業はどのようになっているのか。どのように、また進められるのか。9月議会でしたか、介護保険について質問しましたときに、既に要支援1、2の関係で、要介護1から外された方が30名ほどいるという話も出ていたと思いますけれども、まずどのような進め方を26年度なさるのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

26年度における、恐らく新たな事業展開ということだと思いますが、基本的には27年度から今回の制度改正の細かい部分があらわれてくるといいますか、わかってくる手はずになっておりますので、27年度スタートで町長がお答えしましたようなイメージの事業が進む。もちろん議員も改悪ということで御指摘された制度改正が行われていくわけですが、前倒しというような形で、笠松町だけではないかもしれませんが、地域包括ケアシステムの構築の一つの目玉として、在宅の認知症高齢者の対策が必要であろうということで、その地域包括ケアシステムの基盤整備をしなければならないという、どういう形でしていこうかという準備事務を始めることと、地域ケア会議とか、いろいろどういうアイテムといいますか、どういう人材、どういう事業所、どういうNPOを活用できるのかとか、そういうことをちょっとこれから詰めていくということとしています。

認知症対策では、議員御指摘のように認知症に対する対策推進員を設置するというので、笠松町の場合、地域ケアにつきましては、基幹型の地域包括支援センターというのを社会福祉協議会のほうに委託しておりますので、そちらのほうと今、計画案的なものを詰めておまして、その中で認知症対策ということで強化していこうと。その推進員の人員を確保しながら、具体的には今、ふれあい喫茶というのを当初からの認知症予防対策、それから閉じこもり予防対策という形でやっておるんですけれども、それをもう少し認知症対策に重点化した形で併合していけないかなあというイメージで、担当者レベルでは話をしておる最中なんですけれども、国の示す名称としては「認知症カフェ」とかというような言い方をしておるんですけれども、認知症カフェを開きますと言っても、恐らく認知症の方は抵抗されると思いますので、今のふれあい喫茶が中身的にはそういうような形で、もっと一般高齢者と、認知症にかかったかなあとかわからないんですよ、認知症の方って、御本人も周りもなかなか、あれ、おかしいなというようなところから始まってきますので、そういったことを防止していくと。今、社会福祉協議会のほうでは地域福祉事業の一環というような形で、恐らくサロンのほうを開いていただいております。

ますけれども、それも当然社会資源として使っていける話ですので、一体的に、町長のほうからもイメージ的にはまちづくり、高齢社会に向けた新たなまちづくりのイメージで、どういうシステム、本当に機能するシステムをこれからつくって、今後10年がまず目標なんですけれども、どれだけそれに迫れるかというところで、非常に申しわけないのですが、26年度においては、まずはその辺から始まるのかなあというふうに考えております。

[10番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 私たち高齢者といましては、まさに自分の住んでいるそのまま、ついの住みかとして住める家で、生涯を全うしてあの世へ送ってもらいたいと、そう思っているのが高齢者だと思うんですね。老人ホームや、または病院は行かなくて、何とか家族とともに最後を全うできるような、そんな暮らしをしたいというのは当たり前のことなんですけど、そういう中で、介護保険が核家族化の中で家族だけでは面倒を見切れない、だから社会的にこうした制度で保障していこうよと。

そしてそれが、まずできたときは、まさに一つの老後への保障だなあと思ってきたんですが、保険料はあって介護なしというもともと制度で、高齢者の今15.何%ですが、この率が多くなればなるほど介護保険料に転嫁されていくという、そういうシステムなんで、このシステムを直さない限りは、こうした形で、かかる人を減らしていくか、保険料を上げるか、けれども、現在の年金の中で、その少ない年金もまた減らされるということですけども、実際には、大変この制度で救われない状況がだんだん出てくる、それを上手に要支援1、2を外していく、または要介護3以上の人しか施設には入れない、こういうような形になっていくということは本当に寂しい限りですし、ええわ、ええわ、国はそう言ってくれるでということで、これに従っていくと、本当にお金がある者だけしかかかれなくなるような状況が起こるということは大変心配しますが、とりあえず要支援1、2を外すことだとかというのはどのような、一応認定制度ですので、必要だと思う人が申請しますね。そうしたら、あれは半年ごとですか、そのとき申請し直すという形は。そのときに、要支援1、2という項目をなくしちゃうということになりますか。その点はどうですか。

○議長（岡田文雄君） 岩越住民福祉部長。

○住民福祉部長（岩越 誠君） 要支援1、2の認定制度がなくなるかという御質問だと思いますけれども、今現在情報として流れてくるものを見ておりますとなくなりほしはないと。一応要支援1、2の方を区分して認定をして、細かい部分についてはどういうふうになるかわかりませんが、やはり判定していくようです。段階的に、将来的にはどうなるかわかりませんが、少なくとも経過措置的に必ず残るといふふうに考えております。

当然そういった方々が、今までどういった介護予防に関するサービスを受けられてきたかと

というのは、笠松町の地域支援事業として受け皿を受けて行おうとした場合、急にはニーズがあるのに給付をやめるなんてことはありませんので、当然形が、御本人さんにとっては何ら変わりませんが、行政サイドとしての給付と申しますか、お金の支払い方法のやり方が変わった。今ですと、介護給付費の中で自動的に介護予防として、指定事業者から請求があれば払うんですけども、地域支援事業となれば、組み立てがまだこれから細かく示されると思うんですけども、例えば単純に言うと、町と介護支援事業者等が委託契約をして、こういったサービスを受けられたら、うちのほうで請求してもらった金額を払うとかいう、ちょっと違う形にはなるかもしれませんが、また町のほうに指定権を移すとかというような話も出てきますもんで、またちょこちょこいろんな情報が入り次第、御説明申し上げなければならぬとは思いますが、まだまだちょっと十分整備されておられませんので、今の段階ではそのような状況と申しますか、そういうふう聞いております。

〔10番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） そうしますと、要支援1、2の方たちが今までの給付の幾つか項目がある中で、こういうことは、これからは介護保険ではやりませんと。それで、1割利用者負担ですので、その分は外しますと。介護事業者は、例えばそういうふう外されても必要だと家族や本人が望まれた場合は、自己負担でお願いをするというような形になるのかなあと思いますが。そして、それには財布の中身と相談をしなきゃならなくなる。

また、介護事業者のほうもそういう形が出てくると、事業をしてもらえたおかげで運営していくわけですので、対個人とのそういうのが起こってきたりするとまた成り立たなくなっていく、そんなことも起こるような気がしておりますが、何にしても、どうもこの26年度の中で具体的になっていくようです。

ただ、私としてこの前、地域包括支援センターで認知症予防サポーターの勉強会というのがありまして、お友達を誘って皆さんで受けましたけれど、あれはいいことだと思えました。もちろん認知症というのはどういうことで起こる、どんな状況になっていくのか、そのときに一般人としてどう接するか、そういう意味では大変よくわかりましたが、これもこの事業を住民の皆さんに移していくための一つのシステムかなと思ひまして、それは悪いこととは思いませんし、もしそういう形で地域の皆さんに、随分これでいくと地域の皆さんの協力を得ていく、地域の皆さんの力をかりる、そういう方向に足りない分をしていくんだなあとというふう考えておりますけれども、その点ではどうですか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今の介護保険の今度の改正は、大きな流れで我々の感覚で考えてみますと、いわゆる今いろいろおっしゃっていただいたように、自分たちが住みなれたこの地域で最

期まで暮らし続けること、それをやはり継続していくためには、今言った地域包括ケアシステムがきちっとこれを作用して体制をとることが、我々の理想でもあり目標でもあります。今言われた要支援1、2の問題やいろんな問題、いわゆる介護給付でしていた問題を地域の支援事業として組み入れて、町が主体となってやっていくことであります。

そういう意味では、今まで一律に国が指定していた介護予防給付の項目以外にやることも、あるいは指定されたことで、我々の地域では必要ないメニューもあれば、それを省いていろいろまた対応していくこと、それがこれからいろんな小回りができることでありますから、特にこの制度の改正によって、大きく我々が思っているのは、いわゆる団塊の世代があと10年たてば75歳以上になりますから、そういうときを目指しても、やはり今こういうシステムをきちっとしていくことが、介護予防から、あるいは介護に至るまで包括的な支援の体制をとることが今の介護保険制度の改正の大きな流れでありますから、今言ったように、そういう細かいことも研究しながら、包括ケアシステムがきちっと作用するように、今一生懸命努力をしている途中であります。

また、そういう御質問や御要望もいただきながら体制をとっていきたいと思っていますので、その基本的なことは御理解いただきたいと思います。要支援1、2が介護保険から除外されるわけじゃないことだけは間違いないですので、そのことを理解していただきながら、この介護保険の改正を議論すればわかるんじゃないかと思います。

[10番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 町長、御丁寧にありがとうございます。

要するに、私もそう思うんです。笠松町の今まで福祉としてやってきたことが、介護保険によって、本来もっと高齢者の皆さんに優しくできた分が、制度に縛られたような分があったのが、こうして地域に任せられることによって、より私たちの要望が届けやすくなって、豊かになっていく、そういう方向の道もできるなあという方向は思います。けれども、保険料を納めている観点から言えば、やはり予防があってこそその介護保険ですので、その分野を減らされるなんてことは許されてはならんなあというふうに、国についてはものを言うべきだと思っておりますので、私たちも運動を進めながらですけれど、より高齢者のためになるような福祉になってほしいと思っておりますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（岡田文雄君） 森建設水道部長。

○建設水道部長（森 光彌君） 済みません。今ちょっとざっと出してきたんですが、まず言いました平成17年の行革の時点で180基ほど照明灯を撤去しております。その段階の中で、約3,000基になりまして、今現在、その180基は残しておったんですが、今現在、その後50基ほど新設をしております、現在3,050基ほどございます。ですから、その180基撤去したうちの中

で、その灯具については50球使っておりますので、ただ単純に差し引きをすれば150基ほど灯具は残っているんですが、ただ灯具の悪い部分についても当然ちょっとつけかえをしておりますので、大体100基余が倉庫のほうに灯具としては残っております。

それから、先ほど私が補充していると言いましたのは、実は灯具とグローブ、球の部分については、全部使い切っております、これは今現在、補充しながら、球とといいますか、要するに外のグローブ、丸いやつですね、これについては補充しながらかえているというような状況でございます、灯具については100基余残っているということでございます。松葉とアンテイクがついている灯具でございます。灯具は残っております。

○議長（岡田文雄君） 一般質問の途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

1番 尾関俊治議員。

○1番（尾関俊治君） 議長の許しを得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

今回は、小・中学校の2期制についての質問をさせていただきます。

1月16日の全員協議会で、小・中学校が1学期、2学期、3学期の3期制から、前期、後期の2期制に変更になると説明がありました。一般質問でこの質問を取り上げたのは、もう少し詳しく2期制について認識したいとの思いからさせていただきます。

高校では、戦後の比較的早い時期から2期制をとっていた学校が少数ながらあり、1990年代になると半期ごとに課目の単位をとれるようにするため、2期制に切りかえる学校が出始めました。しかし、今のように小・中学校も含めて2期制が珍しくなったきっかけは、何といても2002年、平成14年度に、今の学習指導要領と完全学校週5日制が同時にスタートして以降、学力向上の必要性が叫ばれたことも相まって、もっと授業時間を確保したいと考える自治体や学校がふえてきたためです。

学期が減る分、始業式、終業式など、そのために授業が潰れる日数も減らされるからです。実際に2期制をとる学校は、2003、平成15年度では、小学校の2.2%、中学校の3%にしかすぎませんでした。2006、平成18年度には、それぞれ18.1%、19.9%にふえています。そして2009、平成21年度にはそれぞれ21.8%、23%にふえています。また、導入を検討している地域やモデル校での試行導入を実施している地域も全国にたくさんあるようです。

そこで1つ目の質問ですが、平成26年度から小・中学校の2期制の導入の理由と、2期制の概要について詳しくお聞かせください。

2つ目の質問ですが、2期制導入は、児童・生徒にとってどのようなメリットがあるのかを

お聞かせください。また、どのようなデメリットがあるのかをお聞かせください。

3つ目の質問ですが、次は先生にとってどのようなメリットがあるのかをお聞かせください。また、どのようなデメリットがあるのかをお聞かせください。

4つ目の質問ですが、地域や保護者の2期制に対する理解を深めることや、夏休み、冬休み前に学期の区切りをつけて通知表を発行するという従来のリズムが変化することに対する保護者の不安を解消することが必要と考えますが、そのことに関して行ったこと、また行っていくことをお聞かせください。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（岡田文雄君） 1番 尾関俊治議員の質問に対する答弁を求めます。

宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 小・中学校を平成26年度から実施を予定しております2期制について御説明をさせていただきます。

まず1つ目の質問でございますが、国の学力学習状況調査では、羽島郡の児童・生徒の学習状況の特徴として、自分や友達の考えやよさを生かして考えを深めたり、修正したりすること。それから、さまざまな考えを比べ、よいと思うことを自分で決めて実行すること。自分の目標を持ち、それを実現しようと努力することなどに弱さが目立ったところでございます。解決のためには、みずからの意思を持って人とかかわり、根気強く努力する立志の心を育てることが大切であると考えました。その柱の一つとして、2期制の導入を考えたとところでございます。

概要は、10月の第2月曜日、これは体育の日でございますが、この日を境にして前期、後期の2期制とする。それから夏季休業、冬季休業日を短縮して6日間の授業日を生み出し、前期、後期を境に2日間の休業日を設ける。相殺すると、4日の授業日をふやすこととなります。

それから、いわゆる通知表が年間2回となりまして、児童・生徒の学ぶ意欲が醸成されるのかという懸念が保護者にあることを踏まえまして、夏季休業の初め、冬季休業日前等に年間2回の三者懇談をきちんとすると。そして、児童・生徒の区切りを前期、後期の2回と。それから、この夏季休業、冬季休業を境にした個別懇談を2回するというところで、合計、年間4回の区切りをきちんとしようということでございます。

それから、懇談を中心として、懇談の中身を教師が語る懇談ではなくて、児童・生徒がみずからを振り返り、自分の頑張りを話すという児童・生徒自身が自分の生活の節目をつくれるような、そんな意識に変えたいと。それから、夏季や冬季休業日が学期の変わり目となりまして、つまり1学期の終わりに通知表をもらって2学期の初め、きょうから2学期ですよということで、夏休みの間が切れてしまっておりましたが、学期をつなぐことによって空白の時間がないように、休業中の生活を充実させる、こんなことを願いとして2期制の導入をしたものでございます。

2つ目に、児童・生徒のデメリット・メリットについてでございます。

まず1番目に、生み出された約40時間の時間を有効に使うことができるようになる。これは教師にとっても同様のことでございますが、およそ週当たり1時間生み出すことができます。この年間を通して、この1時間を弾力的に運用するようにしたいと思っています。例えば、子供の学力の向上、つまりテストがうまくわからなくていい点がとれなかったと言え、その補いの時間にすると、学級で問題が起きたと言え、その問題の解決をこの時間を使って行う。それから、不足する授業の実施、実施した授業の補い、問題の解決など、学年ごとに児童・生徒の実態に応じて必要な教科や特別活動等の時間に向けられるということでございます。

それから2つ目には、一人一人の児童・生徒にかかわる時間が多く生み出すことができ、先生と子供の触れ合いが進むだろうと。学校の学期末は、評価テストの実施、成績書類と通知表の作成、個別懇談、特に中学校では1学期の終わりは中体連の大会と時期が重なります。したがって、この間保護者のほうからは、部活動の指導をしっかりしてほしいと。3年生の最後の部活動のはずだと。こういう声がありましたので、その期間はきちんと部活動につくことができるようになると。こういったことが一人一人の児童・生徒のメリットとして考えられると思っています。

それから3つ目には、いわゆる長期休業中、この生活が、先ほどお話しましたように学期と学期の間で先生の指導が切れることがありましたけれども、例えばこの学期の途中になりますから、夏休みの期間も1学期の、前期の途中ということで切れずに、先生においては、例えば勉強の補いをすると、課題になっている作品づくりの援助をすると、そういったことで先生に一層かかわってもらえる期間になるという、こういったところがメリットだと思いますが、どちらにしても実施して、きちんと保護者の納得を得られないうちは、やっぱり通知表が2回しかない、このことについては保護者の不安は否めないと思っています。

先生にとってどのようなメリット・デメリットがあるかについてでございます。

先ほどの子供のメリットと同様なことになりますけれども、生み出された40時間を有効に先生としては使うことができると。つまり、例えば自分の指導がうまくいかなかったけれども、年間の計画があれば、それに従って進めなければなりませんけれども、40時間の時間を有効に使って、そういった補いができるようになるというのがまず1つ目でございます。

それから2番目には、部活動と学期末の処理、中途半端な時間になってしまっておりまして、夏休み前は部活動の指導ができる。つまり成績処理やら懇談をしなくてもいいから、部活動にきちんとついてやれるということでございます。それから、児童・生徒に夏季休業中も学期の途中であるという認識を持ってもらって指導に当たれるということでございます。

それから、今まで十分な指導の補いが授業時数の関係でできませんでしたが、生み出された時間を有効に活用して、きちんと学ぶ機会を設けて、例えば2学級ある隣の学級でテス

トをやった結果と、自分の学級のテストの結果が違えば、それは先生としてきちんと補う責任がございしますので、そういった時間にも使えるようになるということでございます。

課題としては、先生方が子供に寄り添うということが自分の教員の使命であるとか、自分の力をつけることにつながるんだと、こういった意識改革にそれがつながるように、なるようにするというのが私たちの使命でございまして、そこが課題だと考えております。

それから4番目の、保護者や地域に対する理解についてでございますが、導入の発端は、先ほどのように中学校の保護者から、近隣の中学校は多く2期制を導入しているよと。夏季大会は、3年生の集大成としての大会なのに、学期末の忙しさの中で部活動の指導に十分当たってもらえないと、こういう声が大きかったことによるものでございます。既に、御案内については、1月の中旬に各学校から保護者に対して実施の案内をしていただいておりますし、長期休業期間は短縮を一部行うものの、今までと変わりはないということであったり、通知表が休業前にももらえないことにしても、きちんと夏季休業中に一人一人の懇談をやって、その区切りをつけますよということであったり、そんなことをこれから適宜御案内をさせていただいて、安心していただけるようにしたいと思っております。今後、機会あるたびに保護者や地域の方々に御理解がいただけるよう努力をしていきたいと思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 1番 尾関俊治議員。

○1番（尾関俊治君） 丁寧な答弁ありがとうございました。それでは順次再質問をさせていただきます。

平成26年度から小・中学校の2期制導入の理由と2期制の概要については、本当によくわかりました。

2つ目の質問の児童・生徒にとってのデメリットのほうなんですけれども、教育長の言われるとおり成績表の発行が3回から2回に減ると、子供の成績がわかりにくくなるのではないかと、この点がやはり一番心配です。しかし、中学生に関しては、夏休み前は前期の中間テストの結果というのがあります。そこで判断ができますし、冬休み前というのは後期の中間テストの結果がありますので、そういったものから判断ができると考えられます。ですので、中学生に関してはそれで問題ないのではないかと感じておるんですけれども、小学生というのは、やっぱり成績表は夏休み前、冬休み前にももらえないと、夏休み中、冬休み中というのがだらけてしまうのではないかと、この心配が中学生に比べてあります。そういう点に関して、もう一度説明をお願いできればと思います。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 成績がわかりにくくなるということでございますけれども、実際に小学生で言いますと、夏休みを原則としますけれども、夏休みに入ってから個別懇談をやりま

が、そこには1学期の間に、一人一人の子供がつくった作品、これはテストも、それから自由勉強ノートも、それから図工の作品もそうですが、全部を机の上に並べて、子供の言葉で1学期僕はこうだったというふうに語れるように懇談を準備したいと思っています。

したがって、時間は各学校に御案内しているのは少なくとも30分以上とりなさいというふうにしてございます。したがってそのときに、子供の夏休み前までにやったテストは、基本的には全部机の上に並ぶこととなりますから、その親さんにとっては、もしかしたらテストを見ていない親さんであっても、丸、ペケ、三角よりも実際のテストを見て、そのテストがきちんと手直しをされて、それから自由勉強ノートには、その勉強の補いがちゃんとしてあると、そういったことが事実として御提示できて、子供もわからなかったところをわかるようにしたということ自分の口で言えるようになれば、それは今までの丸、ペケ、三角と、それから数行の所見以上の、親さんにとっては1学期の生活を丁寧に振り返る節目になると思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 1番 尾関俊治議員。

○1番（尾関俊治君） ありがとうございます。

30分以上とっていただけるということですので、以前の懇談に比べて格段と時間も、以前ですと10分から15分ぐらいの懇談ということで、先生もストップウォッチを持ちながらやっていた方もいたなと今思いました。

本当それに関しては、先ほども言いましたようにテストを並べる、作品を並べる、とてもいいことだと思います。ぜひ実施していただきたいと思っております。

ただ、やはりこれがちょっと問題なのが、知り合いの親さんから言われたことなんですけれども、テストの点はすごくいいんだと。いいんですけれども、成績のほうはなかなか二重丸、丸、三角でしたかね、二重丸がなかなかもらえないというのがありました。恐らく発表ができていないのではないかなという感じはするんですけれども、そのあたりの当然学校の中の様子とか、発表の様子も同時に、そのときに説明していただけるということでよろしいでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 懇談は、児童の自分の口から自分で1学期のことを振り返れるようにするというのが狙いでございまして、これは初めにお話しさせてもらったように、子供たちが自分の意見を持つと、それから積極的に人にかかわる、そういったことができるようになるというのが2期制に形として整えるのではなくて大きな狙いにしております。

したがって、例えば発表の機会については、先生から発表が多くなったよとか少なくなったよということではなくて、できれば先生が子供の姿をよく見てくださって、このころ大変発表が多くなったねと、何か自分で考えたことがあるのと言って、先生がよかったとか悪かった、この原因はこうだとかと言って説明するのではなくて、子供が自分の口から自分の意思を

持って、やっぱり友達を見たらとってもいい点をとっていたので、僕は頑張らなきゃならんと思って、それから家でも勉強するようになったと、こういうふうに言ってくれる、しかもその言葉を親さんが聞いてもらうことのほうが、やっぱり発表について、今までは二重丸、丸、三角の中にどれだけ反映されていたかということについては、評価基準というのが設けてありまして、形の上で評価基準をよくクリアできれば二重丸になっておったわけですが、言葉として親さんに届けられたものではありませんでしたが、今回は子供の口からそれが届けられ、先生からそのことに対して補いがかかり、もしかしたら保護者からも、そのころからやっぱりうちで御飯を食べたら2階へ上がるようになりましたよと、こういった言葉をかけてくださるといふことであれば、その子供の発言の様子というのは、その懇談を通して十分理解していただけると思っています。

〔1番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 1番 尾関俊治議員。

○1番（尾関俊治君） ありがとうございます。

子供の口から言わせるというのは、とてもすばらしいことですね。なかなか自分の意見を言えないという子供が今ふえているかと思うんで、自分の言葉で子供たちが言えるというのはすばらしい試みだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、今度中学生のことなんですけれども、受験学年ですね。つまり中学3年生においてなんですけれども、3期制と比べて受験に直接影響を及ぼすことはないのか。これは、例えば中学校の高校入試にかかわる調査書について、これについては問題ないのかをお聞かせいただければと思ひます。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） まず、近隣の岐阜市の大半の中学校、それから各務原市、それから羽島市はもう既に2期制をとっておりまして、どちらかというところ、この羽島郡がおくれている現実にあります。

そういうところの状況をお聞きしますと、例えば3学期が始まると、すぐ3学期の期末テストをやって成績処理をしなければならん。これは、例えば週1時間しかない授業でいいますと、2時間か3時間やって成績処理をしなければならん。これは、大変先生方にとっては苦痛だと。それよりも2期、後期の中間までの成績というのを十分加味してやって、それからそれに、それ以後の学習の状況をそれなりに評価して載せてやれば、十分高等学校の入学試験等に対応できると。当然調査書についても同様でございます。

それから、その成績処理しながら、3年生の先生が個別懇談をしながら、子供と進路について強い意思を固めるということに関しても、その成績処理の期間が少し少なく済みますので、つまり2学期の後半から、もう既に準備をしておるといふことでございますので、懇談に当た

っても子供たちと親身になって丁寧に懇談ができるというふうに思っております、3年生の生徒にとっても夏休みの部活に専念できるとか、先生がついてもらえるとか、それから自分の進路の相談が丁寧にやってくれれば、そういう意味においては、3年生の生徒の影響というのはいずれにせよ、もしかしたらプラスに働くのではないかと考えています。

〔1 番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 1 番 尾関俊治議員。

○1 番（尾関俊治君） ありがとうございます。今の教育長の説明を聞きまして、逆によくなるのではないかと聞きましたので、非常に安心しました。ありがとうございました。

それでは、続きまして3期制から2期制に変わること、今ある小・中学校の各種教育行事の変更はないのか。もしあれば、具体的に教えていただければと思います。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 基本的には、まず1つ目には家庭訪問をなくそうと考えております。

それから、もちろん身体的な、例えば我々が心得ておかなければならないことを持っているような子供たちに関しては、親密に保護者と打ち合わせしながら進めたいと考えています。

それから、今中学校の体育大会が9月半ば少し後にありますけれども、この準備の期間は今まで以上にとれると考えています。つまり1週間早くなりますから。それから、夏休み期間も継続した営みができますから、この中学校の体育大会に向ける取り組みの準備を考えてみますと、場合によっては小学校も1週間早くなりますから、十分夏休み以降の運動会に変えてもいいなあと、もしかしたらそのほうが効果あるかもしれないなど。つまり、前期の終わりの活動として位置づけることができるというような意味合いからも、26年度については、現状でもしかしたらいくかもしれませんけれども、27年度に関しては、その変更等について十分検討してもらおうと考えております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 1 番 尾関俊治議員。

○1 番（尾関俊治君） ありがとうございます。

やはり2期制に変わるということで、少しは内容が変わるということを知りました。ただ、先ほど小学校がもしかしたら、今の9月ではない春の時期にあったんですけども、それが9月になるということだと、以前聞いた話だと、プールの体育の時間というのがなかなかとれないということを知ったんですけども、そのことに関しては問題ないということでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） できるだけ夏休みを終えても、少なくともプールの時間が予定していた時間として消化されるような配慮をしていきたいというふうに考えています。

〔1 番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 1 番 尾関俊治議員。

○1 番（尾関俊治君） ありがとうございます。配慮をお願いできればと思います。

それでは続きまして、先ほど教育長の回答の中で、2 期制になることで1 年間約40時間の時間が生み出されるということで、これによって柔軟な学校活動の展開が可能になり、じっくりと児童・生徒と向き合う時間、教科の学習の補充する時間、特別な活動など、児童・生徒の実態に合わせて実施できると回答をいただいたんですけれども、例えば具体的にどのような、先ほどじっくり話し合う時間とか、教科の学習の補充する時間等わかったんですけれども、例えば体験的な活動とか、特別な活動というのは、具体的なものでどういったものがあるのか、わかる範囲で結構ですので教えていただければと思います。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） あくまで40時間ほど時間がふえますけれども、従来でも文部科学省が指示しております標準授業時数がクリアされております。その上に、いわゆる40時間を上乘せするわけでございますので、それによって勉強が十分できなかったと、最後まで行かなかったということはありません。

まず、その生み出された時間の活用例の1 としては、学力をつける時間として活用すると。これは、テストで正答率の悪かった問題をきちんとやり直すということであったり、一人一人が学習の状況に応じて学んだことを活用する時間を新たに設置するとか、それから調査やまとめたことをそれで終わらずに、学級で発表の時間をきちんととるとか、それからでき上がった作品を例えばコンピューターに取り込んで、いつでもコンピューター展覧会ができると、こういった準備をするとか、いわゆるその学力をつける時間として使うこともできると思います。学級での諸問題の解決、つまり集団づくりの時間として生かしていくと。少し学級の人間関係がいびつになってきたなといえ、学級の遊びの時間をそこに設定するとか、エンカウンターをつくるとか、仲間づくりの活動を意図的に仕組むとか、それから休業日の地域活動やボランティアをするわけですが、そういったものの準備の時間をそこに充ててみるとか、それから道徳の時間で学んだことを意思のある実践をみんなでやってみると、こういうことであったり、学年の規模、学級の規模を外して生徒集会であったり、全校集会であったりという時間をつくることができます。これはいわゆる学級、学校での諸問題の解決の時間に当てはめるといってでございます。

したがって、新たな体験活動を初めから年間計画して準備するというのではなくて、必要に応じて、例えば週1 時間ずつ空白の時間がありますから、今必要とすれば、その時間を週ごとに使うこともできますし、週を送って月に1 回、半日くらいそういった活動に使うこともできる。そんな活用をしてもらえる、いわゆる弾力的な利用の時間にして、それが子供たちが自

分で意思を持って、そして自分の言葉で自分を語れるような、そんな活動につながれたらいいと思って今準備をしたところでございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 1 番 尾関俊治議員。

○1 番（尾関俊治君） ありがとうございます。弾力的な活用、よくわかりました。ありがとうございます。

続きまして、先ほど先生にとってのデメリットの中で、子供に寄り添うことということが教員の使命だという意識改革というのが、なかなか難しいんじゃないかという御意見が、回答があったんですけども、例えばこれに対して研修とか、先生方で話し合ったりとか、そういったことをするというところでよろしいのでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 今まで先生もいろんな方がいらっしやいまして、なかなか子供に近づいて子供と一緒に遊ぶということが不得意な先生もいらっしやいましたし、それから毎日の子供たちの作品に丁寧に丁寧に添削を入れるという、そういうことが苦手な先生もございましたけれども、やっぱり1つ空白の時間をつくっておくと、隣の学級と学年主任さんが打ち合わせて、その空白の時間を何に使おうかねと言って相談すること自体が、その先生の力をつけることにもつながると思っていますし、そして共通の歩調をとって動くということが、やっぱり先生の力をつけることになると思いますし、それからテストを個別懇談に出しますけれども、例えば60点のテストばかり手直しもしてなくて、子供が直しをしていないテストを並べたって、保護者からは何のために出したんやねと、こうやって言われるのは当然でございますので、やっぱりそれに対しては、先生が丁寧に問題のやり直しを子供に丁寧にさせてわかったというところまで指導しないといけないという意識、そういうことを具体的な政策一つ一つをとって、何とかそういった苦手な先生もきちんと子供に寄り添えるような、そんなふうにしていきたいと思っています。

ただ、このことについては、私どももそうですが、自分の意識改革、あしたからしろと言ってもそう簡単にできるわけではございませんので、少し時間がかかると思っています。

〔1 番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 1 番 尾関俊治議員。

○1 番（尾関俊治君） ありがとうございます。そうですね、あしたやれと言っても、なかなか性格もありますしできないと思います。順次、先生の意識改革のほうを進めていただければと思います。

続きまして、今まで話を聞きまして、やはり2期制ということは本当すばらしいことだということとは理解できました。しかし、ある学校では2期制から3期制に戻している学校もあるよ

うです。やはり制度を変えるということの難しさを実感させられます。

笠松町は、将来このようなことにならないように2期制の初年度を、やはり万全な体制で実施していただきたい。また、次年度以降も前年度の検証をしっかりといただき、毎年2期制にしてよかったと思える教育をしていってもらいたいと願っておりますけれども、そのことについて教育長の考えをお聞かせください。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 全国でも3期制に戻している学校もあります。これは、2期制にすることによって授業時間が生み出せるのではないかと、こういった安易な形で2期制にしたところが、実際にはそんなにたくさんの時間が生み出せなかったと。それじゃあ3期制のほうがいいじゃないかといって戻しているところ、それから、小学校と中学校で2期制、3期制のずれがあるところ、これは保護者にとっては非常に日にち、学期の区切りというものがきちんとつかないということで御迷惑をかけている、そういったところについては、また3期制に戻しているようでございます。

今議員のおっしゃいましたように、2期制にすることに意味があるのではなくて、2期制にすることを通して、やっぱり子供たちがみずからの意思を持って生活できるようにすることと、先生の力をつけるという、そこに狙いを持っていますので、それについては万全な体制を持って臨まなければならないと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 1番 尾関俊治議員。

○1番（尾関俊治君） ありがとうございます。

2期制の本当に初年度というのは、制度が変わるということで先生方も教育委員会も本当に大変かと思っておりますけれども、児童・生徒のために、2期制の成功に向けて万全な体制で進んでいただきたいと願ひまして、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（岡田文雄君） これをもって一般質問を終結いたします。

1時半まで休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後1時30分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

日程第2 第2号議案から日程第15 第15号議案まで並びに日程第16 第1号請願及び日程第17 第2号請願について

○議長（岡田文雄君） 日程第2、第2号議案から日程第15、第15号議案までの14議案並びに日

程第16、第1号請願及び日程第17、第2号請願の2請願を一括して議題といたします。

お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

これより総括質疑を行います。

通告順により順次質疑を許します。

2番 古田聖人議員。

○2番（古田聖人君） こんにちは。きのうに引き続きまして、1時半に登板させていただきました。これより総括質疑を行います。質問事項につきましては、町政全般とし、主に新年度予算に関して取り上げさせていただきたいと思います。

最初に、安心して防災に強いまちづくりについてお尋ねします。

東日本大震災からちょうど3年を迎えましたが、ここ笠松町においても南海トラフ沖地震など、巨大地震への備えが喫緊の課題になっております。また、地勢的にも水害に対しても気を緩めることができません。町としては、今後地域防災の向上について、どのように取り組むつもりなのか。特に、来年度事業の目玉として掲げている防災士に関しては、どのような方を対象に、いかなる方法で育成をし、地域防災に貢献していただくつもりなのでしょうか。お考えを示してください。

続きまして、健やかで生き生きと暮らせるまちづくりについてお尋ねいたします。

多くの自治体では、高齢化社会に向けた医療や福祉の充実が求められております。しかし、一方で社会保障費の増加は、国や地方にとって大きな財政負担になっています。これからの行政は、医療、福祉の向上を図りながら、社会保障を抑制するという難しいかじ取りを余儀なくされるでしょう。

笠松町でも予防医療への啓発、町民の健康増進に力を入れていくべきだと考えますが、どのような方向性で取り組まれるつもりなのでしょうか。見解をお示してください。

また、健康増進に関しまして、サイクリングロード整備事業が中核の一つを担うと思いますが、今後の計画、特に蘇岸築堤公園の拠点化についての構想を御説明ください。

3つ目は、人を育む魅力を発信するまちづくりについてお尋ねいたします。

笠松町では、これまで「道徳のまち笠松」を掲げ、道徳的風土や人づくりを進めてきました。しかしながら、中学校などで問題行動を起こす生徒が散見されるなど、その理念が十分に浸透しているとは言いがたい状況があります。来年度以降、道徳教育の実践、とりわけ青少年の健全育成についてどのように取り組まれるおつもりなのでしょうか。

また、魅力発信という観点から、ふるさと応援事業についても質問いたします。

「ふるさとかさまつ宅配便」は、当初の予想を上回る好調ぶりです。25年には全国から3,400件を超える基金が集まりました。ですが、ふるさと納税全般の動きを見ると、全国的に力を入れ始める自治体がふえてきており、既に競争が過熱化しつつあります。笠松町では、競争激化の流れの中で、さらに寄附件数をふやすための積極的戦略をとるのか、それとも従来のスタイルを維持しながら成り行きに任せるつもりなのか、方向性をお示してください。

ふるさとかさまつ宅配便に関連してお尋ねします。

町では、さきの提案説明の折、いただいた寄附金は町民バスの更新に活用され、新規導入されるバスも高齢者が乗降しやすいように低床バスを検討されることの方針を示されました。しかし、低床バスはマイクロバスと比較して車高が高いため、一部の路線で支障を来すおそれがあるとの懸念があります。町では、そのあたりの対策はどうするつもりなのか。県道においては、道路管理者である県との対応が重要になってくると思うのですが、今後の取り組みについてお示してください。

最後に、ごみ処理施設建設計画についてお尋ねします。

進捗状況については、一般質問などで取り上げていますので、ここでは町民に対する説明に焦点を絞ります。先般の岐阜市長選挙に関連した、新聞報道などでも建設問題が取り上げられたことから、町民の間でも急速に関心が高まっています。一方で、現状がどうなっているのかわからない、現行施設の稼働停止から新施設の稼働までの空白期間はどうなるのだという質問も多く寄せられております。ごみ処理は、町民に直接かかわる重要な問題だけに、早急に正しい情報を伝える機会を設けるべきではないかと思いますが、どのように対処されていくつもりなのかでしょうか。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡田文雄君） 2番 古田聖人議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、古田議員さんからの総括質疑の中で、まず第1点の安心で防災に強いまちづくりについての御質問であります。この地域防災の向上につきましては、これは阪神・淡路大震災、あるいは東日本大震災によって、またそれ以外に局地的に発生している災害に対して、地域住民による救護活動の有効性や重要性が最認識をされて、その象徴としてきずなという言葉がよく用いられておりますが、そのような地域防災の重要性は改めて認識されているところであり、町としましても積極的にこれを推進していかなくてはならないと考えているところであります。

笠松町の各自主防災会においても、平時から防災意識向上に向けて防災訓練や、あるいは家具の転倒防止や、そしてまた火災報知機の普及など、さまざまな取り組みがなされておりますし、この防災・減災のための活動に多く御尽力をいただいているところであります。

また、近い将来に発生すると予想される南海トラフ巨大地震や、あるいは局地的な豪雨などによるさらなる対応が必要となつてまいります。行政としてもここ数年来は、いわゆる防災力向上のための施策を充実しているところでありますが、この防災・減災の基本としては、自助・共助による住民一人一人の防災意識の向上をさせ、自分の命は自分で守る、みんなの地域はみんなで守ると理念を実践することであると考えております。

そのために行政としては、消防団や自主防災会、そしてまた常備消防などを初めとする組織と協力、連携をして、平時から一人一人の防災意識の向上を図って地域防災力の強化に努めていきたいと考えております。その一環で、自主防災会による避難所運営訓練、いわゆるHUG訓練や、あるいは先般行政によるロールプレイニング型の訓練など、これは図上訓練といえども大変臨場感のある訓練でありました。こういうことも防災意識の向上、強化に寄与するのではないかと思いますので、いわゆる自主防災会の皆さんに関しては、特にこのHUG訓練に関して、再度こういう訓練をやってほしいというような強い要望が出てくるくらい、やはり緊張した図上訓練であったと思いますので、こういうことも含めて今後の防災対策に取り組んでいきたいと思っております。

その防災に強いまちづくりの中で、防災士に関しての御質問であります。この防災士、これは防災・減災に関するさまざまな知識や、あるいは技能を有して、その役割というのは、やはり社会のさまざまな場面において地域の防災力向上のための活動が期待をされておるわけですが、そのような能力を持った町民の方々が、この地域で活躍していただくことがこの地域の防災力の向上には必要不可欠でありますから、そのために防災士の資格取得に要する費用の一部を助成する制度を設けて幅広く募集をし、資格取得を支援しながら、またその資格取得をされた後には各町内での防災訓練や、あるいは町の防災事業などにその知識や技能を生かしていただいて、地域防災活動の中核を担っていただく、そういうように考えております。

その次に、健やかで生き生きと暮らせるまちづくりの中で、その町民の皆さんの健康増進に力を入れていくべきだと思うが、どのような方向で取り組むのかという御質問であります。

この町の予防医療、健康増進に向けた施策につきましては、今年度策定予定となっております町の健康増進計画におきまして、今後10年間のこの方向性を定めることとしております。現在、その案を作成している段階ではあります。ただいまこの案の調整が完了したところでありますので、最終的に議員の皆さんに御意見等をいただき、修正をして、それを計画としたいと考えております。

この計画案では、基本理念を第5次総合計画の基本方向の1. いのち輝くやさしい町の政策の1として、ひとに優しく、元気に暮らせるまちに沿って、いつまでも健康で、できる限り自立して生活できるよう住民自身の健康づくり活動を支援することとしておりますが、その基本方針として、1つ、生活の質の向上、2つ、壮年期死亡の減少、3つが健康寿命の延伸という

3つの柱を掲げております。そして、その課題と今後の取り組みに対して7つの分類のもとで調整をし、今後の取り組みの方向性を示して、その中で具体的には各種健診の受診率の向上はもとより、生活習慣病の予防や、あるいは食育に関する普及、啓発も含めて健康教育の充実や妊婦歯科健診の必要性などに言及をしております。

また、町民一人一人が意識的に健康づくりに取り組むための行動目標や、あるいは目標値等を定めており、今後一層の町民の健康づくり意識の高揚が必要となっております。

平成26年度では、まず妊婦の歯科健康診査助成や、あるいは妊娠希望者等の風疹予防接種助成などのほか、いわゆる繰越明許費ではありますが、働く世代の女性支援のためのがん検診の推進事業を実施する予定であり、今後もこの地域の実情に応じた効果的な事業を展開するとともに、社会環境の変化にも対応しながら町民の皆さん全体の健康寿命の延伸に努めていきたいと考えております。

その次に、蘇岸堤公園の拠点化を含んだサイクリングロード整備事業の計画や構想はどうかという御質問であります。

このサイクリングロード整備事業については、まず第1期として笠松みなと公園から河川環境楽園までをつなぐ計画約5.2キロとなっております。今年度までにみなと公園からJR木曾川橋までの区間約2.2キロと、国道22号から蘇岸築堤記念碑公園までの区間約0.5キロを整備いたしました。来年度には、JR木曾川橋から国道22号までの区間、これも約0.5キロですが、国土交通省の協力を得て整備をして、サイクリングロードはみなと公園から築堤公園までの3.3キロがつながることとなります。あわせて国道22号の歩道との連結工事も計画をして、愛知県側とのアクセスも可能となる予定であります。

また、この築堤公園から河川環境楽園までのルート約1.5キロぐらいがありますが、これについての詳細設計を実施して、27年度以降に整備をしていく予定であります。この築堤公園の拠点化については、今年度基本計画を策定中ではありますが、この箇所はいわゆる総合的な施設として、サイクリングロードの中継点としての休憩所や、あるいは現在の水防倉庫の代替機能を含む防災センター、そしてまたトイレや、そしてまた広場、駐車場など整備をして、あわせて通学路も含んだおふじ坂路の交差点を信号交差点に改良する計画としております。来年度には、この拠点の施設を含んだ詳細設計を行うと同時に、堤防と堤防の間の盛り土造成を国交省にお願いしており、これが平成27年度には防災センター等建築物の建築工事を着工する予定にしております。

その次に、人を育み魅力を発信するまちづくりについての御質問であります。

特にその中で、道德教育の実践や、とりわけ青少年健全育成についての取り組みについての御質問ですが、道德のまち笠松の目指すものは、笠松町の町民憲章に込められた3つの心、すなわち人とつながる、そしてみずから取り組む、そしてまた人を思いやるの心を大切に

し、毎日の生活の中で町民の皆さん自身がこの3つの心を生かせるようにすることだと考えております。

とりわけ青少年健全育成に関しては、青少年の心を動かしていく、いわゆる大人の手本となる姿が必要であります。そういう意味では、今年度と同様にトンボ池の竹伐採や、あるいは道路の清掃などの道徳的な活動によって多くの方に参加いただけるように各種団体と連携を図ったり、あるいは広報等を通じて町民の皆さんの善行を広めていったりする中で、心を耕すことを継続していきたいと思っております。

また、青少年については、地域の挨拶運動や、あるいは清掃活動などのボランティア活動を通じて、より地域に溶け込めるよう仕組み、地域の中でも育てていってもらえるように進めたいと思っております。今後も我が町をよくしようとするボランティアグループや各団体の取り組みを多くの町民の皆さんに知っていただいたり、また一緒になって取り組んでいただいたりして、この3つの心を育てていきたいと考えております。こうした取り組みの中で育まれる人のつながりや思いやりの心が積み重なって、我が町の人づくりや風土づくりになっていくよう、一層努めてまいりたいと思っております。

その次に、ふるさと納税の御質問であります。このふるさと納税は、御承知のように平成20年に地方税法が改正され、他の市町村への寄附金額の一部が所得税やあるいは住民税から控除されるということによって、第2のふるさとへの納税として導入された制度であります。議員御指摘のとおり、昨年来、このふるさと納税による全国の自治体の特産品がマスコミ等を取り上げられ、その波及効果で笠松町への寄附がふえたものであります。平成24年度が464件の寄附件数であったのに対し、今年度は家族ぐるみでの寄附の例もふえ、約7倍を超える3,500件もの寄附があり、そのうち178件は前年度に引き続いて今年度も寄附をいただいた方あります。この寄附者へのアンケートでは、8割の方がインターネットやブログなどで笠松町を知るとともに、お礼の品に対する意見がブログに取り上げられており、笠松町の魅力の発信にも一役買っていただいております。このふるさとかさまつ宅配便は、現在29種類から選ぶことができますが、一緒にPRしたいという事業者の方があれば、積極的に仲間に加わっていただいて品数をふやしていただきたいと思っております。

この寄附の方法につきましても、いわゆるクレジットカード決済を県内市町村に先駆けて実施するなど、寄附者の方の利便性の向上に努めております。また、寄附をいただいた方に対しては、お気持ちに答えられるよう早い機会に連絡をとって、そしてお礼を述べるなど、誠意と感謝を持って対応するとともに、新年度には今まで寄附をいただいた皆さんに対して笠松町の歴史、文化、自然などをまとめたさまざまな宝が輝くまち笠松を配付することによって、笠松町の魅力をさらに高める努力をしてまいりたいと考えております。

その次に、公共施設巡回町民バスの更新についてのお尋ねであります。

現在運行している公共施設巡回町民バスの車両のうち、2台は導入からともに7年以上が過ぎ、走行距離が約40万キロを超えて、ここ数年たびたび高額な修繕を行っている状況であります。今年度、このふるさと応援基金が積み立ての目標額を超えることを受けて、巡回町民バス2台の更新事業に活用をし、かさまつ応援寄附金による事業の成果を広く町内外にアピールするとともに、地域公共交通の維持、そしてまた向上を図っていきたいと考えております。

更新車両は、路線用ノンステップコミュニティバスを予定しておりますが、このタイプの車両製造は現在国内では1タイプしかなく、その高さは3.1メートルと今までより30センチほど高くなります。この車両は、高さ制限3メートルである県道177号線、いわゆる名鉄の名古屋本線のガード下の通行が不可となりますので、現在の運行ルートが維持できない状況になってしまいますので、利用者にとってサービスの低下となるおそれも出てまいります。現在、購入希望車両の通行が可能となるように、この道路管理者である岐阜土木事務所を初め、関係機関と協議を進めている状況であります。また、バス車両更新には改造などを行うために四、五カ月程度要しますので、関係機関との協議の状況に合わせて希望車両が購入できるよう更新事務も並行して進めてまいりたいと思っております。

その次に、ごみ処理問題に関する御質問で正しい情報を伝える機会を設けるべきではないかとの御質問であります。

現焼却場が稼働停止する平成28年3月末から、次期焼却場が稼働するまでの間の空白期間については、近隣公共施設、または民間処理施設に処理を依頼せざるを得ないために、羽島市及び岐南町と共同歩調をとり、関係機関と連絡調整をとって対応させていただいております。週2回収している今の家庭系可燃ごみについては、現行どおりの体制を平成28年4月以降も継続をし、燃える大型ごみについても現行どおりの収集を維持していく考えでおりますので、町内各世帯への影響は少ないものと考えております。

ただし、住民もしくは町内事業者が直接焼却場へ運搬投入しているごみについては、受け入れる処理施設の所在地などによって影響を受けることとなりますから、このことについては引き続き最善の方策を検討してまいります。また、一部の事業所から法律の例外規定により搬入される特定の産業廃棄物、これにつきましてはごみ処理施設の空白期間中は受け入れることができなくなる可能性が高いので、該当する事業所に対しては決定次第、個別に周知をさせていただく予定であります。

12月議会の一般質問で答弁いたしましたとおり、空白期間における当町からの搬出される可燃ごみの処理をお願いする先については、公共施設はもちろんのこと、民間施設で行う場合であっても、廃掃法や、あるいは条例に基づいて相手側の自治体と事前に協議をし同意をいただく必要があります。受け入れ施設を有する自治体との事前協議が整い次第、広報紙やホームページにて町民の皆さんにお伝えしたいと考えておりますが、それまではお相手となる自治体や、

あるいは住民の皆さんへの最大限の配慮と入念な準備が必要となります。このため、同意をいただく前の公表につきましては控えさせていただきたいと考えております。この件に関しては何とぞ御理解の上、慎重なる対応を重ねてお願いを申し上げたいと思います。

〔2番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 2番 古田聖人議員。

○2番（古田聖人君） 御丁寧な答弁ありがとうございました。

今回の総括質疑におきましては、大まかな方針をお聞きしたもので、個別の施策等につきましては今後の議会等で議論していただくとしまして、今回は特別再質問という形式はとらないつもりでございます。そのかわりといつては何ですが、答弁に対する所管及び要望を一括して申し述べますので、お含みおきいただきたいと思います。

まず地域防災に関しましては、先ほど町長さんの答弁にもございましたように、南海トラフ沖の地震とか非常に緊急を要する課題であります。ですから、行政のみならず、地域、そして住民が一体となって災害に強いまちづくりに取り組む環境づくりをお願いしたいと。その中で、防災士に関しましては一人でも多くの方が関心を持って、そして資格を取るよう啓発を進めていただき、そしてその方々が地域防災に寄与していただけるよう努力していただきたいと思っております。

続きまして、健康増進予防医療に関しましては、国保の厳しい財政状況を考えますと、やはりこれからは住民の方一人一人が自分の健康管理をしっかりとられ、できるだけ病院にかからないように、そういう意識を高めていただく、そういうことも必要かと思っております。

その中で、サイクリングロードにつきましては、町民の健康の一助というのはもちろんでございますが、新しい町の魅力スポットとしての活用もぜひとも期待するところであります。

そして、ふるさと応援事業につきましては、笠松町の特産品のPRを兼ねている場でもあります。これまで以上に、地元の商工業の活性化という面からも注目を集めるような工夫をぜひとも凝らしてもらいたいと、そう切に願う次第であります。

そして、そのいただいた寄附金、全国からの浄財でございます。せっかくいただいた寄附金で購入するバスですので、ぜひとも低床バスが運行できるよう、県を初め関係機関に積極的に働きかけ、早目の導入を期待するところでございます。

そして最後に、ごみ処理施設の問題です。デリケートな部分を含んでいることは重々承知しておりますが、風評や誤った情報の電波が町民の間に伝わるのを防ぐためにも、適切な時期に町民にしっかりと説明をしていただきたいと、これもまた要望させていただきたいと思っております。

改めて申すまでもありませんが、笠松町を初め、地方にとっては非常に厳しい環境が続いておりますが、今後とも住民が安全で、安心で、そして希望の持てるまちづくりのために、町長

初め職員の方々には一致団結して全力で取り組んでいただくことをお願いし、質問を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（岡田文雄君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 総括質疑をお願いいたします。

町政全般についての中の一つです。

まず消費税の増税と、社会保障制度の改悪に伴う町民の暮らしと町財政への影響についてお尋ねします。

2014年度の政府予算案について、第1に、消費税率を3%引き上げることにより、8兆円にも及ぶ増税を国民に押しつけ、暮らしと経済に深刻な事態をもたらす予算であること。第2に、年金や医療、生活保護など、社会保障の給付削減を初め、教育、農業、地方財政など、暮らしの予算を軒並み削減していること。第3に、大企業減税を初め、国土強靱化を看板にした大型公共事業のばらまき、成長戦略具体化のための予算など、大盤振る舞いの大企業おもてなし予算となっていること。第4に、新中期防衛計画新年度予算として、軍事費を2年連続で増額するなど、戦争する国づくりを進める予算だということ。第5に、消費税頼みを続けるばかりで以前として巨額の借金を重ね、財政再建の見通しは全く立たない予算となっていると日本共産党は分析していますが、当町の予算では、町税の個人町民税は10億6,750万円で、昨年より1,280万円増、法人町民税は1億6,190万円でマイナス10万円、また固定資産税は370万円の増額が見込まれ、12億5,430万円となっています。町税は、町民の暮らしや経済が反映される数字ではないかと思いますが、消費税の増税や社会保障等の改悪についての影響をどのように考えられ、予算に反映されたのかお尋ねします。

第2に、平成26年度予算の各会計ごとの消費税はどれぐらいになり、総計でどれぐらいになるのかお尋ねします。

次に、庁舎の耐震補強に伴う工事についてですが、庁舎耐震補強工事請負費5億7,190万2,000円、工事監理委託料514万8,000円、PCB廃棄処理委託料244万4,000円、合計5億9,926万5,000円です。庁舎の耐震工事が進められることになったことはよかったと思っています。そこで少し質問やら要望をお願いいたします。

まず1つは、庁舎のPCBの廃棄処理については現状はどれくらいあり、どこどこにあり、どのように廃棄されるのか、お尋ねします。

提出の2つ目は省かせていただきますが、3番として、この工事とあわせて各階のトイレの洋式化、バリアフリー化、そして議会のトイレについては、女性用のトイレを確保していただきたいと考えます。また、傍聴者等の車椅子対応など、議場のバリアフリー化と、また現在、これまでの14名の定数のままになっておりますが、この机や、そして床もバリアフリーになるような改造をお願いできないのかと思っております。

そしてこの補強工事で庁舎の寿命はどれくらい延長できるのでしょうか、お尋ねします。

3つ目に、公共施設巡回町民バスの更新についてですが、公共施設巡回町民バス2台の更新がふるさと応援基金によって実現することは本当にありがたいことだと思います。低床バスとなれば、車椅子での乗りおりが困難になると思いますが、このバスでの運行を機会に、私がかねがねに提案しておりました歩行困難であったり、車椅子の方の外出のために戸口から戸口までの距離による片道ワンコインとか、1,000円という負担があってもよいと思いますが、退職者の有償ボランティアのような方法で組織できないものかどうか、シルバー人材センターなどともタイアップされてできないかお尋ねいたします。

以上で終わらせていただきます。よろしくお祈りいたします。

○議長（岡田文雄君） 10番 長野恒美議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、長野議員さんからの町政全般の中で、いわゆる消費税の増税の影響についての御質問であります。いろいろな観点からの答弁になると思いますが、まず消費税の目的、これは社会保障関係経費の財源として安定的な税収を確保を図るためのものですが、一方では、この増税によって個人の消費が低迷することが懸念されることから、町においても少なからず影響があるとは思われます。

平成26年度当初予算につきましては、歳出全般に消費税率8%で計上しておりますが、歳入につきましては、利用者やあるいは使用者等が負担する使用料、手数料について、消費増税分の対応について全体的な協議を行い、公共施設の使用料などは利用者等の負担に配慮する目的で、今回の消費増税時には改定をせずに現状維持の方針で予算を計上させていただいております。

ただし、消費税率が10%になったときには、原価計算等を行って料金改定の必要性があると判断した場合には、住民生活に大きな影響が及ばないように改定を慎重に対処して、対応していきたいと考えております。

そしてまた、社会保障費等の影響であります。議員御指摘の消費税値上げと社会保障制度の改革については、当然国は社会保障と税の一体改革による社会保障の充実を進めるものとして、消費税の引き上げによる増収分は全てこの社会保障の充実や安定化に向けてしております。例えば年金では、基礎年金の国庫負担割合を2分の1へ恒久的に引き上げることや、あるいは医療介護保険制度では、この医療保険制度の財政基盤の安定化や、あるいは地域包括ケアシステムの構築などを、また子ども・子育て支援では待機児童の解消など、量的拡充と質の向上などを掲げております。

したがって、これらのことをあくまでも持続可能な社会保障制度の確立を図るために、講ずるべき改革の推進として、あるいは少子・高齢化対策の上である程度やむを得ないことではな

いかと考えてます。この予算への反映については、平成26年度から影響するものや、あるいは27年度から影響が予測されるものなどがありますので、現段階では詳細が不明で数値化できないものなどがさまざまありますので、26年度予算では必要最低限の予算化となっているものがあります。

そして、この町税への影響をどのように考えるかということではありますが、この平成26年度の地方税制改正においては、いわゆる消費税の税率引き上げに伴う改正としては、地域間の税源の偏在性を是正し、この財政力格差の縮小を図るために消費税率8%段階において、いわゆる法人町民税の法人税割の一部を国税化して地方交付税の原資化として、消費税率10%段階においては、さらに地方交付税の原資化を進めるようであります。これに対する影響というのは、私どもの町ではこのことによって法人税割が減るようなことは余りなく、対応に関しては、私どもにとってはいいのではないかと考えておりますが、それぞれ地域の中でいろいろ格差があるようであります。

また、軽自動車税については、平成27年度以降に新規取得をされる四輪車等の新車の税率を自家用乗用車は1.5倍、そしてその他は1.25倍引き上げられる予定であります。したがって、消費税増税に伴って町税への影響が出てくるのは、平成27年度以降になるのではないかと考えられます。

いずれにしても、我が国の経済は個人消費や、あるいは企業収益の改善等を背景に緩やかな景気回復の動きが見られるものの、消費税の増税が景気を下振れするリスクも含んでおりますので、今後の動向を注意深く見守る必要があると考えております。

また、これによって、26年度の各会計での消費税はどれくらいなのかという御質問ですが、この消費税が転嫁をされる歳出科目の需用費や、あるいは役務費、あるいは委託料や工事請負費などにおいて平成26年度予算計上した消費税8%を算出しますと、一般会計、いわゆる総額約75億円ですが、この一般会計では約1億9,100万、そして国民健康保険の特別会計では、予算額が約26億円のうち約320万、そして後期高齢者の医療特別会計では、予算額約2億2,000万のうち約100万、そして介護保険特別会計では、予算額が約16億のうち約340万、この下水道事業の特別会計では、予算額約9億7,000万のうち約1,600万、そして水道会計事業では、約5億5,000万の予算のうち約2,700万円となって、各会計の合計額として、予算総額約135億のうち約2億4,200万が消費税8%分となります。

また、12月定例会で条例改正をさせていただいた下水道の使用料金及び水道事業会計の給水収益につきましては、これは外税方式によって消費税率8%を乗ずる旨の規定となっておりますので、下水道の使用料約2億3,000万のうち消費税が約1,100万、水道事業会計の給水収益約2億6,000万のうち消費税額が約1,000万となっております。

次に、庁舎の耐震工事による耐用年数等のお話で御質問ですが、この庁舎の耐用年数

については、税法上、画一的に取り扱うために当該資産に通常の維持補修を加え、その資産本来の効果を上げることができる期間を定めた、いわゆる法定耐用年数というのがありますが、この鉄筋コンクリートづくりの庁舎の場合は50年であります。この私どもの庁舎は、昭和43年に竣工であることから、現在では45年が経過していることになり、この耐震工事の実施に際しての検討事項について若干御説明させていただきますと、現在と同規模の庁舎を建築した場合には、建築費用のみで11億から12億、それに加えて取り壊し費用や備品の整備費や、そしてまた建てかえ期間中における仮設の事務所の費用と、その用地の確保等々さまざまな費用が改修工事に比べ発生することとなります。

また、この町の災害対応の拠点施設である庁舎の耐震性を早期に確保する必要性があることから、このようなことに加えて、今後中央公民館や、あるいは町民体育館や、そしてまた給食センターや児童館、いろんな施設などの耐震補強工事の検討や新築の検討など、また下水道や道路などのインフラ施設への計画的な投資と維持管理等々課題がいっぱいあるわけであります。

このような状況を踏まえて、当町においては必要と思われる維持、改修を加えて、施設の長寿命化を図ろうというものであります。この工事によって、何年耐用年数が延長されるというものでありませんが、そういう対応の中で、私どもは耐震工事を決断して実行させていただいた予定であります。そのほかPCBの現状、廃棄、あるいは庁舎改修工事のバリアフリー化等の答弁に関しては、後から総務部長より答弁をいたさせます。

そして最後に、公共施設巡回バスの有償ボランティアや、あるいはシルバー人材センターなどとのタイアップに対しての御質問であります。この件に関しては、以前長野議員からデマンドタクシーの件についても御質問があったとき、直ちに導入をする考えがないことをお伝えしましたが、その折にも申し上げましたように、今後確かに到来する本格的な高齢社会を迎える中で、いわゆる高齢者やあるいは障害者の皆さんを初め、誰もが安心して生活することができる環境を整備していくということが大切なことでもありますから、多種多様なニーズの中で移動に関する支援もその中に含まれると思いますが、何より中・長期的観点から総合的な自立支援や、あるいは生活支援の仕組みを考えていかなければならないと思っております。そういう意味では、一般質問での答弁にありましたように住みなれた地域で、この自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、医療、介護、住まい、生活支援が一体として提供される地域包括ケアシステムの構築、これをやはりしっかり実現を目指すことこそが時代の要請であり、そのシステムがよりきめ細かに機能するまちづくり、これが私どもの理想として進めていくことが重要ではないかと考えております。いろんなこういうような状況等を加味しながら、これからその理想に向かって計画づくりを進めていきたいと思っております。

○議長（岡田文雄君） 足立総務部長。

○総務部長（足立茂樹君） 私のほうからPCBと、それから4階のトイレの関係等を述べさせ

ていただきます。

P C Bの現状数量及び、それから保管場所とその廃棄について御説明申し上げます。

まず保管数量といたしましては、役場5階に高圧コンデンサー3台、それから門間倉庫に高圧コンデンサー2台、変圧器2台、それから蛍光灯安定器等で1,062台の合計で1,069台がございます。その廃棄方法といたしましては、昭和47年までに生産された機器には高濃度のP C Bが含まれていることが判明しておりますので、現在はこの高濃度P C B廃棄物を順次、科学的に分解させ、処理を行っているところでございまして、笠松町における高濃度P C B廃棄物といたしましては、先ほど申し上げたもののうち、5階の高圧コンデンサー3台とそれから門間倉庫の高圧コンデンサー2台のうち、1台の4台が昭和47年までに製造された機器であるため、この機器の処分に要する費用を今回予算化させていただこうというものでございます。

また処分時期につきましては、岐阜県内に保管されているP C B廃棄物は、平成20年度より豊田市に所在します日本環境安全事業所株式会社、J E S C Oにおいて処分が開始され、高濃度P C B廃棄物より市町村単位で順次処理されてきたところでございます。

それから、もう1つの4階のトイレの関係でございますけれども、今回の庁舎の耐震補強工事にあわせ、トイレの全面改修も実施させていただき予定でございます。トイレの改修工事の概要につきましては、各階のトイレの洋式化、それからバリアフリーの工事を実施いたします。この4階のトイレにつきましては、今入り口は1つでございますけれども、男性、女性、それぞれの出入り口、ドアをつけまして、それぞれに独立した形態にさせていただき予定でございます。また、トイレの配管の腐食等により、汚水の漏れやにおいなどが発生しておりますので、配管の更新工事を行うため、最長で8カ月間程度、現在のトイレの使用ができなくなるというものでございます。来年度の工事着工の際には、この期間が少しでも短縮できるような形で調整をいたしていますが、工事期間中につきましては何かと使用がしづらい場面が多々あると思っておりますけれども、御協力のほうよろしくお願ひしたいと思っております。

また、傍聴席の関係も議員さん言われましたんですが、傍聴席、そこに階段がございますけれども、そこに昇降機を設置させていただきまして、傍聴席に車椅子の方も傍聴できるような対応とさせていただきように改修を予定させていただいております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 消費税については、必要と認められる社会保障に使われるという保証がないというのが一番国に対しての問題ですね。今ここで議論しても仕方ありませんけれども、基本的には消費税というのは所得の低い方、働けない方、全ての方から取るという点で非常に弱い者いじめのものであると、制度であるということで私どもは一貫して反対をしてきておりますし、この点はどうにもなりませんので、ここでとやかく論じ合ってみても仕方ないと

思いますので、そういう観点でいることだけは御承知おきいただくと同時に、そのこと自体、だからこの消費税がある限り笠松町にいらっしゃる一番弱い方たちや所得の少ない方に大きく響いていくということ、そしてそれがやはり町税に、26年度は25年の確定申告に基づいてですので、この以後に響いてくるのではないかと思います、町税としてのということでは。だから、そういう消費税であることをよく御承知しておいていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

それから、庁舎についてですが、今部長さんが言われたように、もう設計をおやりになっているのでなかなか変更とか考え直すなんてことは難しいでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 足立総務部長。

○総務部長（足立茂樹君） 議場につきましては、必要最低限の改修にとどめたいと思っておりますので、またそのときには皆さんと協議の上、進めていきたいと思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） やっぱり45年たっているんで、議場の定数も変わりましたし、それから、例えば名古屋市など見ていると、議場そのものがバリアフリーになっていて、階段にはなっていないんですね。ああいうのを見ていると、これから議員さんも、この議場自体のバリアフリー化も必要だと思いますし、この際には余分な机は取ってもらったほうがいいだろうと思いますし、それから冷暖房なんですけど、議会の期間が基本的にここを使用するだけなのに、冷暖房もっと松枝小学校に、今度職員室など必要なときだけつけられるようになったみたいですが、そういうこれからの費用対効果などを考えたら、もう少しこの際できんのかなあということを考えておりますが、こういうときに欲張ることは、当然補助の問題もあったりいろいろすると思えますけれど、欲張ってできる場所は無駄のないような計画にならんのかなと思っております。

それから町民バスについて、町長さんの言われるとおりで、これからの高齢化社会に備えていつかは検討していただく機会が来ると思っておりますが、私は機会のある限り根気よくお願いをしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（岡田文雄君） これをもって総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。どうも御苦労さまでした。

延会 午後 2 時32分